

第9回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成20年1月23日（水）

委員からの配布資料について

【札幌市・吹田市の条例パンフレット】

- ・札幌市のパンフレットは、施行の前後で若干内容が異なっているので2種類ある。
- ・吹田市のものは、前回話題になった章立ての部分で参考になると思う。
- ・前回の会議で出た「クラスター」という言葉は、都市計画的な意味合いだが、この条例での「まちづくり」は、土木工学的な発想のクラスターとはイメージが違うと思う。委員間でイメージを統一していかないといけない。条例制定時に当事者として説明するためのパンフレットを作成していく場合にも参考になるのではないかと思い、提出した。今後の協議の中で使っていければよい。

前回（第8回）会議内容の確認と今回の協議内容

【前回の確認】

- ・条例を作るにあたってのスタンスについて協議した。
- ・市民が主体であること、行政運営に関する意見が出され、また、現在の北見市は将来のビジョンが見えないとの意見もあった。
- ・以前出されたキーワードから拾い出しを行い、正副座長で前文のたたき台を作成することにした。
- ・後半では、条文項目について、みなさんの考え方をまとめた資料を使い、情報公開に関する協議を行った。
- ・今後は、前文と条文項目を並行して検討していくことを確認した。

【今回の会議の進めについて】

- ・前回のまとめでは、前文のたたき台を提示して、フィードバックしながら検討していくとしたが、基本となる理念や原則についての共通認識が不十分と感じた。
- ・条文項目も同じで、一つの方向性が決まっているとは言い難いので、この基本的な部分をもう少し議論してから次の作業に進みたい。
- ・今回は、共通して持つべき考え方、条例では総則に当たる定義や基本理念、原則の部分を話し合っ、共通の認識を確認したい。
- ・前回の協議事項とは異なるが、このような形で進めたい。（了承）

【その他意見等】

- ・前回の会議の中で、キーワードに関して「昂揚」が誤変換ではないかとの指摘があったが、これは間違いではない。
- ・章立て案など、神原私案にとらわれ過ぎている感がある。条例はシンプルなものが市民にとって分かりやすく、先に提示した吹田市のようなものが良い。
- ・無理に神原私案に当てはめてから、変えていくのは大変な作業なので、その辺も考慮して議事を進めて欲しい。

言葉の定義（この会議での認識）について

- ・はじめに、言葉の意味を確認する必要がある。基本となる言葉を例示したので、これについて話していく。条例の中で必ず定義するというのではなく、この会議において委員が共通した理解を持つためのものとして考えていく。

【市民】

- ・北見と関連性を持っている人（教育、経済活動、旅行者を含めて）という大きな括りになるのではないかな。
- ・市民といっても状況によって表現が変わってくる。定義で「住む人」として切ってしまうのは枠が小さいのではないかな。責任を果たさなければならないのは住民なのかもしれないが。
- ・地域の風土をつくる人。そこには、地元住民はもちろん、働きに来ている人や旅行者も含まれるのではないかな。
- ・条例の及ぶ範囲は北見市の行政区域であり、そこに入ってくる人は、通行人であっても市民となるのではないかな。そういうことから考えると、住む人だけではない。
- ・条例の中で出てくる市民は、意識ある市民（Civic）という傾向にあるように感じるが、もっと広い枠で考えるものではないかな。
- ・条例の目的は、地域に限定して、そこに住む人を主体にしてまちづくりを考えると考えないといけない。禁煙区域条例などの取締条例とは区分けして考えていくべき。
- ・札幌の場合、市役所の仕事の仕方を変えていくという言い方で、これまでのまちづくりは行政にお任せという形だったものが、条例制定により市民主体でまちづくりをしていくということになっている。その場合の主体は、住民票がある人というのが原則で、その次に子どもや外国人についての範囲、そして事業者や旅行者はどのようにするのかといった形で進めていかなければならない。
- ・北見市に住んでいる人が読んで実感していくようなものにしようとしなければ話が進まない。あまり範囲を広げない方が良いのではないかな。
- ・市を公園に例えた時、市民は利用者として考えたい。その際、公園はみんなが利用する所というニュアンスが近いと思う。そうすると、住民だけに拘ってしまうとどうかという気がする。

- ・「北見市に関わりを持つ人」などと定義すると、ぼやけてしまう。
- ・経済活動などで北見と関わっている人も影響力はかなりある。その影響を受けて住民が生活していくのであれば、ある程度考えておくべきではないか。
- ・住民票の有無だけで区分していくと、細かい例外措置(条例)を付けていくことになる。今、まっさらの状態から考えると、検討していくことは悪いことではない。
- ・以前の資料(他市の逐条解説)にある帯広市のものが分かりやすく、これで全てが解決するのではないか。

～帯広市条例逐条解説～

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内において事業を営み、若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。

- 解説 -

条例の解釈にあたり、意義を明確にしなければならない用語を、定義しています。

様々な活動を行っている人や団体などの知恵や力を、まちづくりに活かすことが必要であることから、市民の範囲を地方自治法第10条に規定されている住民(市内に住所を有する人で、外国人、法人も含む)のみならず、市内に通勤・通学している人や市内で市民活動や事業活動などを行っている人や団体を含めて、定義しています。

市内で市民活動や事業活動を行っている団体とは、町内会、NPO、ボランティア団体をはじめ各種団体、企業など市内に事務所・事業所を有し、活動している団体をいいます。また、市内で市民活動や事業活動を行っている人とは、一定期間、一定時間、市内で過ごし、帯広市を主要な活動拠点としている人を示しています。

- ・地方自治法第10条で定義されている。

～地方自治法第10条～

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の約務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う

- ・地方自治法10条は住民の話だが、住民だけが市の活動を作っているわけではなく、市内に通勤通学する者も含めて、これらが市民活動につながっているとの解釈になるのではないか。
- ・「のみならず」という形でオプションとしての位置づけになるのでは。
- ・宮崎では地域コミュニティ税導入の検討がされているが、これは地方自治法で規定している住民が応分の負担をし、活動をする際に支援を受けるということ。市民団体等の活動には通勤通学者も含まれていることもあるが、彼らには負担を求められない。
- ・今後、コミュニティ税や環境税などを創設する際は、まちづくり条例に従って提案するので、市民に受け入れてもらえるような根拠とならなければならない。
- ・コミュニティ税は地域の活動を対象にするものだが、まちづくり条例があったとして、その中で細分化されていく過程で、活動を支えるためにはコミュニティ税が必要だと出てきた話でないか。とすると、その税はよその人の活動にまで及ぶものではなく、それらは別の事業で組み立てられるという考え方をすると、良い市をつくるという目的を考えたら狭義に考える必要はない。
- ・4つの市町が合併していることを考えると、今の段階で外まで広げる考え方は如何なものか。外の人まで広げると、住民が同じレベルに置かれているという印象を持たれても困る。次に条例を見直す時点で検討することで良いのではないか。
- ・居住者とその他の人が同じレベルで見られているという発想がおかしい。みんなまちづくりに関しての当事者であることは変わらない。
- ・ここで暮らしている中では、企業なども何らかの形で参加している。

- ・住民がまちづくりの活動をするような時には事業者の理解・協力も必要であり、住民だけということにはならない。
- ・最初から線を引くことではないのかもしれない。
- ・地方自治法10条から見ると、事業所の出先などはこぼれ落ちてしまう。その点、帯広の条例は明確に説明されていて良いのではないか。
- ・市民を定義する際、応分の責任ということが出てくるが、責任の取り方は金（税金）ばかりではなく、それぞれの立場での取り方がある。
- ・「住民、事業所及びまちづくりに関わる人々」と定義すると、時には通勤者等が含まれたりということでの解釈も可能でないか。
- ・市民についての定義をしていない条例（多治見市など）は、市政をどう動かすかということが目的で、定義している多くの条例は、協働によりまちづくりをしようというものであり、目的が異なる。
- ・合併した北見市は、市民全体の意識付けと方向性をどうするかが当面の目的と考える。
- ・スタンスを検討した際、市民が主体であることを確認している。市民主権であることを明確にして意識改革を図り、その範囲を事業者や通勤者等に広げることが可能か。
- ・まちづくりへの意識の有無などで制限を設けるようなことではないが、それを条文で書くのか、補足説明をするのかという作業手順で解消できる。
- ・「まちに関わる人」で整理できる。
- ・関わり方が問題。住民や通勤者等だけであれば、従来と同じで条例を作る必要がない。
- ・あまり大雑把な括りにすると、後に議論する「市民の責務」の所で迷うことになる。
- ・稚内市のように箇条書きで表現すると分かりやすい。

～稚内市条例～

- 第3条第2項 この条例で使う「市民」とは、次のいずれかに当てはまるものをいいます。
- (1) 市内に住む人
 - (2) 市内の事務所や事業所で働いている人
 - (3) 市内の学校などに通う人
 - (4) 市内で事業を営むものや市内で活動する団体

- ・主権者としてまちづくり関わると考えると、通勤・通学者の責務を課して良いものか。
- ・まちづくりは、夢ばかりでなく、現実生活で行政が行ってきたものを、これからどのようにしていくかということがある。広範囲にすると行政のあり方に対する関心が薄れる。
- ・外部の人間が市民としての意識を持つことができるのか。
- ・元々の住民と単身赴任者等では市民意識に濃淡はある。根底に考えるのは旧1市3町の住民であり、そうすることで北見らしい条例になるのではないか。
- ・住民の生活がベースであることは間違いない。そのことがきちんと条例の流れに組み込まれる格好に留意していけば、オープンな考えで良く、市民の運用の仕方次第である。

ここでのまとめ（認識）

他市条例を例にすると、帯広市や稚内市の定義に近い感じ（住民のみならずある程度広い範囲）で押さえ、今後、理念等を検討していく中ではっきり見えてくる。

【市】

- ・市民が安全安心に暮らせるように委託した組織。役所などの組織ではない。
- ・行政組織を市と定義しないと、まちづくりの主体と客体があきらかなくなる。
- ・市を行政機関と思う人はあまりいないのではないか。
- ・今後、市民の責務や行政の責任を考えていくことになるので、条例上での市の位置づけは市民に対しての執行機関という考え方もある。
- ・市は行政機関を指すとした場合に、市という表現が不明瞭であれば、行政、執行機関などとして、市という言葉を使わなければ良い。
- ・市とは行政執行機関以外の何物でもない。
- ・市を行政機関と定義して、市民は住民等となるのは混乱を招かないか。
- ・委員間でも認識が異なっており、受け取る側で解釈が変わるので、それぞれを明確に表現した方が良い。
- ・北見市の条例は北見市以外に及ぶものでなく、地域的括りとしての北見市である。
- ・飯田市は、市を執行機関で構成するものと定義した上で、執行機関の説明をしている。

～飯田市条例～

第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

(4)市 市議会及び市の執行機関で構成する地方公共団体をいいます。

(5)市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

- ・地方公共団体となると、他の委員会など含まれ、広くなり過ぎる。
- ・執行機関が一番間違いない表現になるのではないか。
- ・この後の条文で「市」が主語になる場面が多々出てくるので、議会を含めるかということを決めておかなければならない。
- ・地方政府という括りにすると執行機関に議会を含むが、今後の議論を進める上では、議会は別に位置づける方が良い。
- ・札幌は市政という定義で市を「議会及び市長等」としている。

～札幌市条例～

第2条

3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。

- ・一般的には市の執行機関として使われており、責任の面などを考えると議会を含むと主語として使いにくい。

ここでのまとめ（認識）

市とは、市長とその他の執行機関と位置づけて考えていく方向とする。

【まちづくり】

- ・まちづくりについてもいくつかの例がある。例として、札幌と稚内はこのような形。

～札幌市条例～

第2条

2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

～ 稚内市条例～

第3条 この条例で使う「まちづくり」とは、自らが主体となって、豊かな暮らしを営むために、地域社会を築いていく活動をいいます。

- ・ 定義する場合には、このように文章で表していく方向で進めたい。
- ・ 安心安全というキーワードがあったが、これは外せないのではないか。
- ・ 「まち・街・町」と表記により意味が違う。「街」はハード面のイメージ、「まち」は範囲を広げたソフト的なイメージ。
- ・ 「まち」は人の生活（暮らし）という意味合いで使われている。
- ・ まち「づくり」となると押し付けがましい感じ。「まち条例」ではだめなのか。
- ・ 「自治」と言い換えられるかもしれないが、全く同じものなのかどうか。
- ・ まちづくり条例の目的として設定するのと、定義としての「まちづくり」は区分けして考えていかなければならない。
- ・ 多治見のように、市政という形に対してまちづくりをするという明確な方向性があるのであればそれで十分だが、ここでは、公共的な活動をイメージしたものになるのでは。
- ・ イメージとしては、活動形態のようなもので物理的なものではない。
- ・ 主語（対象）は誰になるのか。関わる人みんなである。
- ・ ごみ捨てを例にしても各市町村でルールが違い、これに則ることがまちづくりになる。

ここでのまとめ（認識）

札幌市の定義のような形

市民が安心安全で暮らせて、生活しやすいまちを実現するための公共的な活動

次回について

- ・ 定義の協議が残っているので、引き続き検討を行い、併せて理念・原則まで行いたい。
- ・ 2月1日に開催する。
- ・ 今後はこれまでの資料や条文項目検討シートを有効に活用して進めていくべき。
- ・ ある程度の共通認識が持てるようになった時点で進めていくことを検討する。